

釜石市国民健康保険

特定健康診査等実施計画

平成20年3月

目 次

第1章 総説	
1 計画策定にあたって	1
2 計画の期間	2
3 釜石市国民健康保険の現状	2
第2章 特定健康診査等の目標	
1 目標の設定	3
2 釜石市国民健康保険の目標値	3
第3章 特定健康診査	
1 特定健康診査の対象者数及び実施予定者数について.....	4
2 特定健康診査の実施方法等について	5
第4章 特定保健指導	
1 特定保健指導の対象者数及び実施予定者数について	8
2 特定保健指導対象者の抽出（重点化）の方法	9
3 特定保健指導の実施方法等について	9
第5章 個人情報の保護	
1 記録の保存方法等	11
2 個人情報保護に関する管理ルールの制定	11
第6章 特定健康診査等実施計画の公表と周知	
1 特定健康診査等実施計画の公表方法	11
2 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発方法	11
第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	
1 特定健康診査等実施計画の評価方法	12
2 特定健康診査等実施計画の見直し	12
第8章 その他	12
(別紙) 受診券の様式(案)	

第1章 総説

1 計画策定にあたって

(1) 背景及び趣旨

我が国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など大きな環境変化に直面しており、国民階級保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっています。

高齢化の急速な進展に伴い疾病構造も変化し、医療費に占める生活習慣病の割合が国民総医療費の約3分の1となっており、死亡原因の約6割を生活習慣病が占めています（平成16年度 国民医療費）。このことから、糖尿病、高血圧症、高脂血症等の発症の予防、あるいは重症化や合併症への進行の予防に重点を置いた取り組みが重要です。

このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第八十号）」に基づいて、平成20年4月から医療保険者に特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。

釜石市国民健康保険特定健康診査等実施計画は、釜石市国民健康保険に加入する被保険者を対象に実施する特定健康診査及び特定保健指導の基本的事項について定めるものです。

(2) 特定健康診査・特定保健指導の考え方

これまでの健診・保健指導は、個別疾病の早期発見や早期治療が目的となってきましたが、平成20年度からは糖尿病等の生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査・特定保健指導が始まります。

糖尿病等の生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積に起因する 경우가多く、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなります。このため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、その該当者及び予備群に対して生活習慣病の改善を行うことにより、発症リスクの低減を図ることが可能となります。

特定健康診査は、メタボリックシンドロームに着目した特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するための健診であり、特定保健指導はメタボリックシンドロームの要因となっている生活習慣を改善し、この該当者及び予備群を減少させるための保健指導です。

この特定健康診査・特定保健指導は、医療費適正化効果の直接的な恩恵を享受できること、対象者の把握が比較的容易であり健診・保健指導の確実な実施が期待できること等の理由から、医療保険者に実施が義務付けられました。

2 計画の期間

本計画は平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 カ年計画とします。

3 釜石市国民健康保険の現状

釜石市国民健康保険の医療費全体を見ると、1 人当たりの医療費は県内 13 市のうち上から 2 番目と高額になっており、疾病別では県平均値を 100 とした場合、腎不全に係る医療費が 154.6%、その他の心疾患が 147.5%、脳梗塞が 129.3%となっています。

釜石市国民健康保険の総医療費に対する生活習慣病の占める割合は、37.48%となっており、岩手県の 33.14%を上回っています。また、生活習慣病 1 人当たりの費用額も 959.6 点となっており、岩手県平均 811.4 点の約 1.2 倍となっていることから、生活習慣病への対策が急務となっています。

釜石市国民健康保険の生活習慣病の状況

疾病名	件数	日数	点数	総医療費に対する割合(%)	1人当たりの費用額(点)
悪性新生物	645	2,211	5,586,698	11.20	286.7
糖尿病	809	1,540	1,807,758	3.62	92.8
高血圧性疾患	3,672	7,591	5,385,285	10.79	276.3
虚血性心疾患	332	620	1,109,813	2.22	56.9
脳血管疾患	825	3,728	4,811,934	9.64	246.9
生活習慣病全体	6,283	15,690	18,701,488	37.48	959.6
全疾病合計	18,168	46,260	49,901,387	-	25,606.2

生活習慣病は、悪性新生物、糖尿病、高血圧性疾患、虚血性心疾患、脳血管疾患の五大疾病を対象とした。

データは「国保疾病状況調査(平成 18 年 5 月分)」を使用した。

第2章 特定健康診査等の目標

1 目標の設定

特定健康診査等基本指針に基づき、平成24年度における目標値は特定健康診査の実施率を65%、特定保健指導実施率を45%、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%とします。

2 釜石市国民健康保険の目標値

上記目標を達成するために、釜石市国民健康保険の各年度の目標値を次のとおり設定します。

目標項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健康診査の受診率	30%	35%	45%	55%	65%
特定保健指導の実施率	45%	45%	45%	45%	45%
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	-	-	-	-	10%

ここでいう「メタボリックシンドロームの該当者数及び予備群」とは、特定健康診査結果に基づき階層化された特定保健指導対象者を指す。

第3章 特定健康診査

1 特定健康診査の対象者数及び実施予定者数について

平成20年度から平成24年度までの特定健康診査対象者数と実施予定者数を次のとおり推計しました。

特定健康診査対象者とは、当該年度内に40歳から75歳になる釜石市国民健康保険被保険者（75歳未満の者）で、当該実施年度の4月1日に加入している者をいいます。

		年齢	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健康診査対象者数	男性	40-64	2,334	2,297	2,261	2,225	2,190
		65-75	2,349	2,549	2,492	2,431	2,383
	女性	40-64	2,564	2,523	2,482	2,443	2,404
		65-75	2,967	3,230	3,190	3,071	3,055
	全体	40-64	4,898	4,820	4,743	4,668	4,594
		65-75	5,316	5,779	5,682	5,502	5,438
計		10,214	10,599	10,425	10,170	10,032	
特定健康診査実施予定者数	男性	40-64	700	804	1,018	1,224	1,423
		65-75	705	892	1,121	1,337	1,549
	女性	40-64	770	883	1,117	1,344	1,563
		65-75	890	1,131	1,436	1,689	1,986
	全体	40-64	1,470	1,687	2,135	2,568	2,986
		65-75	1,595	2,023	2,557	3,026	3,535
計		3,065	3,710	4,692	5,594	6,521	

平成20年度の特定健康診査の対象者は、年度内に40歳から74歳になる者。

特定健康診査の対象外となる者は次のとおりです。（「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項の規定に基づき厚生労働省が定める者」による。）

- 1 妊産婦
- 2 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
- 3 国内に住所を有しない者
- 4 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
- 5 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
- 6 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所または入居している者

特定健康診査実施予定者数は、当該年度の特定健康診査対象者数に目標受診率を乗じた数字。

2 特定健康診査の実施方法等について

(1) 実施場所

釜石市保健福祉センター等市内各所で集団健診を実施します。

(2) 実施項目

実施項目は、原則として「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」に記載されている健診項目とします。基本的な健診の項目は、特定健康診査の対象者全員に実施しますが、詳細な健診の項目は、一定の基準のもと、医師が必要と判断した場合に選択して実施します。

ア) 基本的な健診の項目

- ・ 質問項目
- ・ 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)
- ・ 理学的検査(身体診察)
- ・ 血圧測定
- ・ 血液化学検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
- ・ 肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GTP)
- ・ 血糖検査(血糖、ヘモグロビンA1c)
- ・ 尿検査(尿糖、尿蛋白)

イ) 詳細な健診の項目(一定基準のもと、医師が必要と判断した場合に選択して実施する項目)

- ・ 貧血検査(赤血球数、血色素量、血球容積)
- ・ 心電図検査
- ・ 眼底検査

(3) 時期又は期間

毎年7月から9月にかけて実施します。

(4) 外部委託の有無等

国の示した委託基準に基づき、岩手県内の健診機関で集団健診を実施できる機関と個別契約をし、健診を実施します。

(5) 周知・案内方法

特定健康診査対象者全員に受診券及び案内を送付します。

また、市広報紙やホームページ等に特定健康診査に関する情報を掲載し、周知に努めます。

(6) 事業者が行う健診等の健診受診者のデータ収集方法

ア) 釜石市国民健康保険被保険者で特定健康診査対象者が事業者健診等を受診した場合

受診券の送付時に、当該年度内に事業者健診等を受診するため釜石市国民健康保険が実施する特定健康診査を受診しない旨の申し出があった場合は、受診者本人から健診結果データの提供を受領することになります。この場合、健診費用は事業者健診等の実施者の負担となります。

イ) 釜石市国民健康保険被保険者で特定健康診査対象者が人間ドックを受けた場合

当該年度内に人間ドックを受診する者で、特定健康診査を受診しない方については、人間ドック結果データを個別に受領することになります。この場合、特定健康診査に該当する項目については、釜石市国民健康保険が費用を負担することになりますので、手続きが必要です。

また、特定健康診査と人間ドックの両方を受診する場合は、原則として人間ドックに対する費用の助成はありません。ただし、年度内に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳になる方は人間ドック利用料補助金の対象となります。

ウ) 他の医療保険者から釜石市国民健康保険に加入した方で、特定健康診査を既に受診している場合

原則として、健診結果データの受領は行いません。

(7) 受診券

特定健康診査を受診しようとする方は、健診会場に受診券と保険証、自己負担金等を持参する必要があります。受診券の様式については、別紙のとおりです。

(8) 代行機関

特定健康診査に関する費用決済業務やデータのチェックに関わる事務負担を軽減するため、岩手県国民健康保険団体連合会を代行機関とします。

(9) 年間スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
健診機関・代行機関との契約	→													
受診券の作成・発送			→											
特定健康診査実施				→										
特定健康診査結果データの受領					→									
特定保健指導実施機関と契約						→								

特定保健指導対象者の選定						→								
特定保健指導通知発送							→							
特定保健指導の実施													→	
事業評価・計画の見直し													→	

第4章 特定保健指導

1 特定保健指導の対象者数及び実施予定者数について

特定保健指導の対象者とは、特定健康診査の結果、腹囲、血糖等が所定の数値を上回る者をさします。ただし、糖尿病、高血圧症または脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者は除きます。

また、特定保健指導実施の際に釜石市国民健康保険を脱退している者は、対象外となります。

特定保健指導は、年齢や該当する項目によって積極的支援と動機付け支援に分かれます。階層化の方法は、次のとおりです。

腹 囲	追加リスク			喫煙歴	対 象	
	血糖	脂質	血圧		40～64歳	65～75歳
男性 85cm 以上	2つ以上該当			あり	積極的支援	動機付け支援
女性 90cm 以上	1つ該当					
上記以外で BMI 25 以上	3つ該当			あり	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当					
	1つ該当					

BMIとは、肥満度を表す指数で、体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)で算出します。

各年度における特定保健指導対象者数及び実施予定者数の推計は次表のとおりです。

動機付け支援対象者数及び実施予定者数

		年 齢	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
動機付け支援 対象者数	男 性	40～64	83	92	114	133	151
		65～75	194	217	268	314	355
	女 性	40～64	79	88	108	126	143
		65～75	135	151	187	218	246
	計	40～64	162	180	222	259	294
		65～75	329	368	455	532	601
総合計	40～75	491	548	677	791	895	
動機付け支援 実施予定者数	男 性	40～64	37	41	51	60	68
		65～75	87	98	121	141	160
	女 性	40～64	36	40	49	57	64
		65～75	61	68	84	98	111
	計	40～64	73	81	100	117	132
		65～75	148	166	205	239	271
総合計	40～75	221	247	305	356	403	

積極的支援対象者数及び実施予定者数

		年齢	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
積極的支援 対象者数	男性	40～64	172	193	237	278	315
	女性	40～64	46	51	63	75	84
	計	40～64	218	244	300	353	399
積極的支援 実施予定者数	男性	40～64	77	87	107	125	142
	女性	40～64	21	23	28	34	38
	計	40～64	98	110	135	159	180

動機付け支援及び積極的支援の対象者数は、平成16年度国民健康・栄養調査及びメタボリックシンドローム対策総合戦略事業から推計された特定保健指導の対象者の発生率（全国）を用いて算出した。

動機付け支援及び積極的支援実施予定者数は、各対象者数に保健指導実施率（目標値）の45%を乗じて算出した。

2 特定保健指導対象者の抽出（重点化）の方法

特定保健指導を効果的に実施するため、特定保健指導の対象者のうち、次の者を優先的に指導します。

年齢が若く、階層化した際のリスク要因が多い対象者

血糖値のリスクを有している対象者

【理由】

- ・ 年齢が若い段階で生活習慣の改善を指導した方が、効果が期待できるため。
- ・ 釜石市国民健康保険の総医療費のうち慢性腎不全及び人工透析に係る医療費の割合が伸びている。糖尿病の合併症に慢性腎不全が上げられることから、血糖値のリスクがある段階で特定保健指導を実施することで、糖尿病の発病を予防する効果が期待できるため。

3 特定保健指導の実施方法等について

(1) 実施場所

各地区生活応援センターを中心に実施します。

(2) 実施内容

特定保健指導の目的は、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣改善のための自主的な取り組みを継続的に実施することで、健診結果を改善させることにあります。このため、対象者は医師、保健師、管理栄養士の指導のもとで行動目標及び行動計画

を作成し、計画の作成を指導した者が計画作成の日から6ヵ月を経過した後に評価を行いません。

ア) 動機付け支援

特定健康診査結果から動機付け支援該当者と判断された者を対象に、「初回面接」と「6ヵ月後の評価」を行いません。途中、目標変更等必要がある場合は、必要に応じて支援を行いません。

「初回面接」は個人面接またはグループによる面接で、「6ヵ月後の評価」は個人面接または通信により実施します。

イ) 積極的支援

特定健康診査結果から積極的支援該当者と判断された者を対象に、「初回面接」「3ヵ月以上の継続した支援」「6ヵ月後の評価」を実施します。「3ヵ月以上の継続した支援」では、「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」に示された支援A(積極的関与タイプ)で160ポイント、支援B(励ましタイプ)で20ポイントを実施するほか、支援終了後の継続性を考慮し、集団学習の機会を取り入れた内容で実施します。「初回面接」及び「6ヵ月後の評価」は動機付け支援と同様に実施します。

(3) 実施期間

原則として10月から翌年の3月までの期間に実施します。ただし、何らかの事由が発生し、6ヵ月後の評価が年度をまたがることはやむを得ないものとします。

(4) 外部委託の有無等

平成20年度は、岩手県内の特定保健指導実施機関に委託し、動機付け支援を実施します。積極的支援は直営で実施します。

平成21年度以降は、平成20年度の実施状況を踏まえて外部委託について見直すこととします。

(5) 周知や案内の方法

特定保健指導対象者には、個別に案内を郵送します。

(6) 代行機関

特定保健指導に関するデータ管理に関わる事務負担を軽減するため、岩手県国民健康保険団体連合会を代行機関とします。

(9) 年間スケジュール

「第3章 特定健康診査」を参照してください。

第5章 個人情報保護

1 記録の保存方法等

特定健康診査・特定保健指導のデータは、岩手県国民健康保険団体連合会に保存・管理を委託することとします。

特定健康診査・特定保健指導のデータは、原則として5年間保存します。

2 個人情報保護に関する管理ルールの制定

特定健康診査・特定保健指導で得られた個人情報は、個人情報保護法に基づくガイドライン（「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等）及び「釜石市個人情報保護条例（平成17年9月16日釜石市条例第22号）」並びに「釜石市個人情報保護条例施行規則（平成17年12月13日釜石市規則第17号）」を遵守して取り扱います。

特定健康診査・特定保健指導を外部委託する際には、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等について契約書に定め、委託先の契約遵守状況を監督することとします。

第6章 特定健康診査等実施計画の公表と周知

1 特定健康診査等実施計画の公表方法

釜石市国民健康保険特定健康診査等実施計画は、釜石市ホームページ上に掲載し公表します。

2 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発方法

市広報紙等を通じて特定健康診査・特定保健指導の実施について周知するほか、釜石市が実施するガン検診等の案内や、釜石市国民健康保険が発送する郵便物を利用して周知に努めます。

また、特定健康診査・特定保健指導のパンフレットを購入し、健康相談時や窓口で配布します。

第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

1 特定健康診査等実施計画の評価方法

(1) 特定健康診査の受診率

特定健康診査の受診率は、毎年度目標値を達成することができたか評価します。

(2) 特定保健指導の実施率

特定保健指導の実施率は、毎年度目標値を達成することができたか評価します。

(3) メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率は、平成20年度を基準として平成24年度のメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合を比較するため、平成25年度に目標が達成できたかを評価します。

2 特定健康診査等実施計画の見直し

特定健康診査等実施計画は5ヵ年計画であるため、平成24年度には計画の見直しを行い、次期計画を策定します。

しかし、特定健康診査・特定保健指導は平成20年度に初めて実施されるため、平成20年度の実施状況を踏まえて計画の内容を検証する必要があります。計画の内容に修正が必要と認められる場合は、平成21年度に見直しを行います。

第8章 その他

介護保険法による「生活機能評価」(65歳以上が対象)や健康増進法に基づく「肝炎ウイルス検査」、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく「後期高齢者の健診」(75歳以上が対象)等と連携を図りながら、特定健康診査を実施します。

(別紙)

受診券の様式 (案)

受診券の枠外には、住所、氏名、健診日時、会場等を記載し、対象者に郵送する予定です。

案 特定健康診査受診券											
20XX年 月 日交付											
受診券整理番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇										
受診者の氏名	(※カタカナ表記)										
性別											
生年月日	(※和暦表記)										
有効期限	20XX年 月 日										
健診内容	・ 特定健康診査 ・ その他 ()										
窓口での自己負担	特定健診(基本部分)	負担額又は負担率									
	特定健診(詳細部分)	負担額又は負担率									
	その他(追加項目)	負担額又は負担率									
	その他(人間ドック)	負担額又は負担率 保険者負担上限額									
保険者所在地											
保険者電話番号											
保険者番号・名称	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> 印										
契約とりまとめ機関名											
支払代行機関番号											
支払代行機関名											

注意事項							
1. この券の交付を受けたときは、すぐに、下記の住所欄にご自宅の住所を自署してください。 (特定健康診査受診結果等の送付に用います。)							
2. 特定健康診査を受診するときには、この券と被保険者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。							
3. 特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に受診してください。							
4. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。							
5. 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。							
6. 被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの券を保険者に返してください。							
7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。							
8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出して訂正を受けてください。							
住所	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">〒</td><td style="text-align: center;">—</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">-----</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">-----</td></tr></table>	〒	—	-----		-----	
〒	—						

